

# 社会保険事業状況（平成19年11月現在）

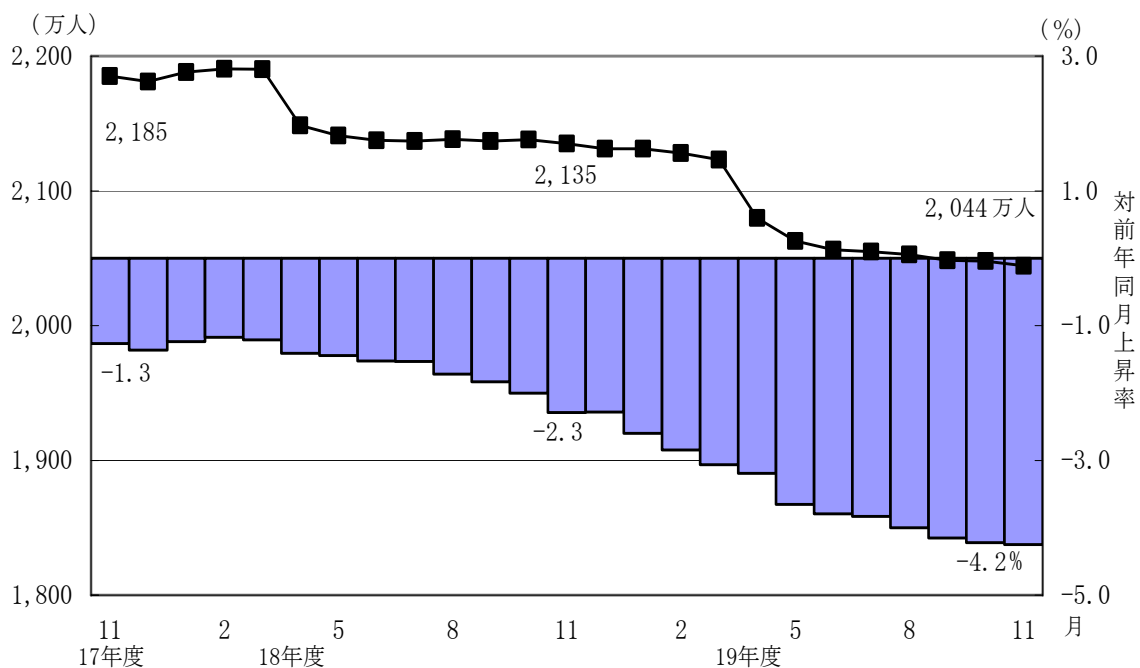
## Ⅱ 年金保険

### 1. 総括

#### (1) 適用状況

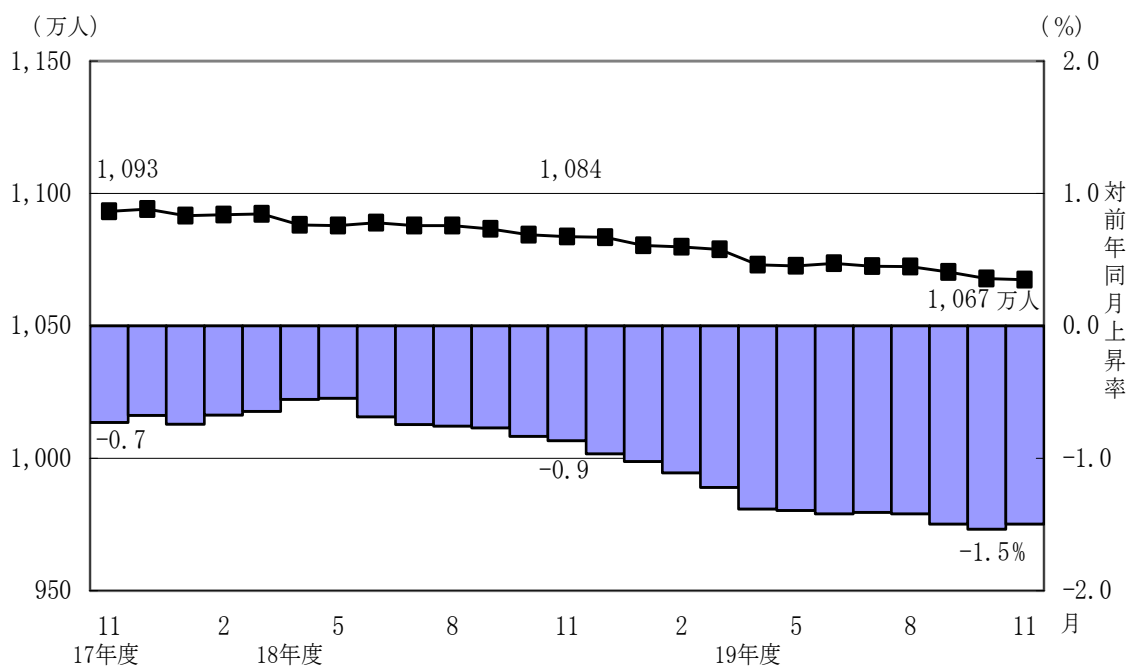
平成19年11月末現在の国民年金の被保険者数は、第1号被保険者が2,011万人（対前年同月比92万人、4.4%減）、任意加入被保険者が33万人、第2号被保険者（厚生年金保険のみ）が3,473万人、第3号被保険者が1,067万人（対前年同月比16万人、1.5%減）で、これらを合計すると6,585万人である。このほか共済組合（旧共済分を除く。以下同じ。）の加入者数は平成19年3月末現在で457万人である。

図Ⅱ－1 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



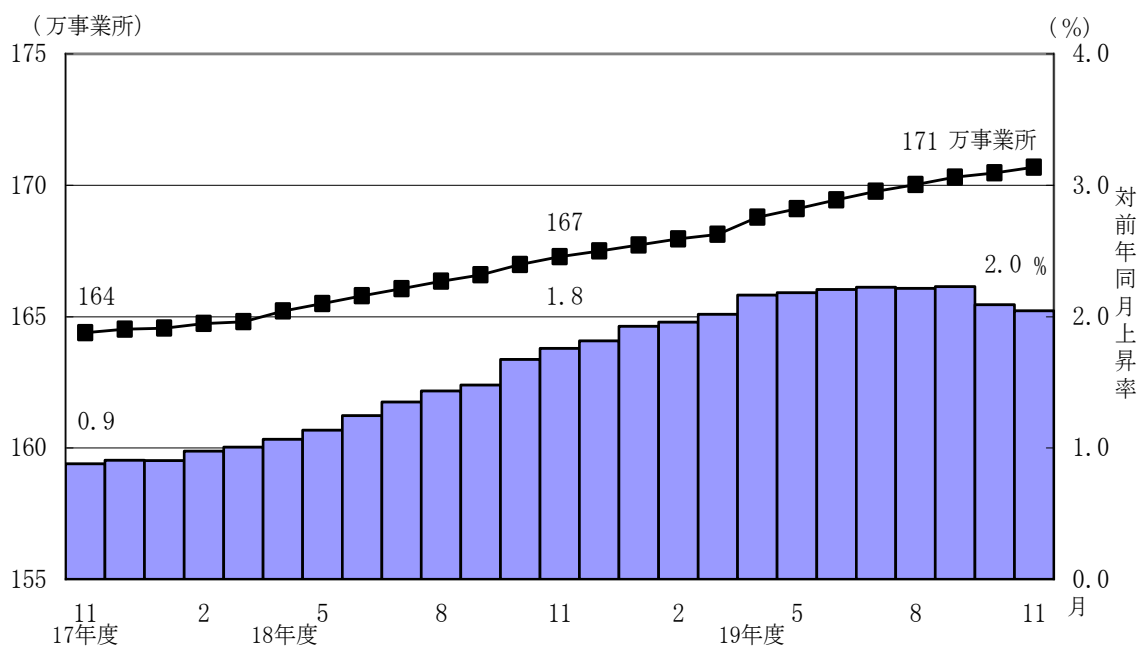
注) 不適正事案の影響を排除していない数値を含む。（平成18年3月末を除く）

図Ⅱ－２ 国民年金第3号被保険者数の推移

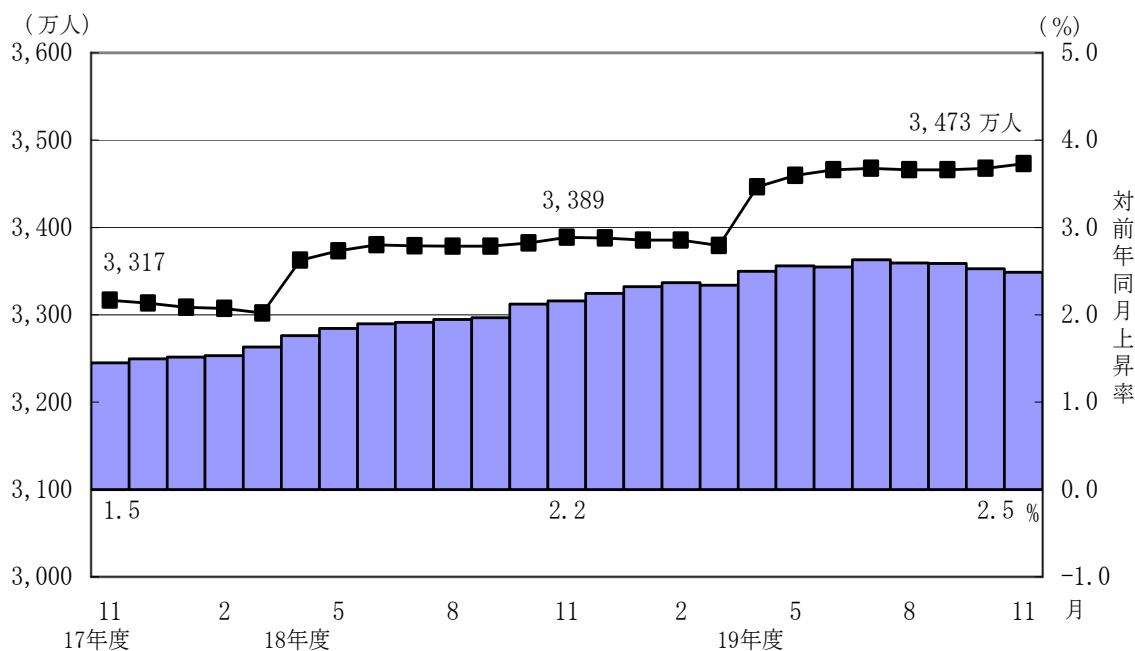


平成19年11月末現在の厚生年金保険の適用事業所数（船舶所有者数は含まない。）は170万事業所で、前年同月に比べて3万事業所増加しており、船舶所有者数は5,284で前年同月に比べて109減少している。また、厚生年金保険の被保険者数は3,473万人となっており、前年同月に比べて84万人（2.5%）増加している。その内訳をみると、一般男子が2,257万人、女子が1,210万人、坑内員が1千人、船員が6万人である。

図Ⅱ－３ 厚生年金保険適用事業所数の推移



図Ⅱ－４ 厚生年金保険被保険者数の推移



厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額平均（任意継続被保険者を含む。）は31万3,158円（対前年同月比0.2%減）で、船員を除くと31万3,041円（対前年同月比0.2%減）、船員は38万0,976円（対前年同月比1.8%増）である。また、一般男子は35万7,647円（対前年同月比0.4%減）、女子は22万9,829円（対前年同月比0.6%増）、坑内員は35万8,863円（対前年同月比1.4%増）である。なお、毎月勤労統計調査によると、平成19年11月の規模5人以上の事業所が常用労働者にきまって支給する給与の平均は27万0,942円（対前年同月比0.7%減）である。

厚生年金保険のうち旧共済分の適用状況については、適用事業所数は6,337事業所（うち船舶所有者数2）、被保険者数は72万9千人（うち船員125人）に、標準報酬月額の平均（船員を除く）は34万8,500円（一般男子39万1,639円、女子24万4,795円）、船員は53万3,040円である。

厚生年金保険のうち、賞与の状況については、適用事業所数は3万事業所、被保険者数は49万人、標準賞与額の平均は33万円。

## （2）受給者数

平成19年11月末現在における厚生年金保険（旧共済分を含む。）及び国民年金（老齢福祉年金を除く。）の受給者数の合計は延べ5,040万人（対前年同月比210万人、4.3%増）で、新法厚生年金と基礎年金の重複を除くと3,747万人（対前年同月比102万人、2.8%増）

となっている。また、老齢福祉年金受給者数は2万人である。このほか共済組合の受給権者数が平成19年3月末現在で365万人となっている。

厚生年金保険の受給者数は2,482万人（旧法厚年分339万人、新法厚年分2,064万人、旧法船保分7万人、旧共済分73万人）で前年同月に比べて110万人（4.6%）増加している。

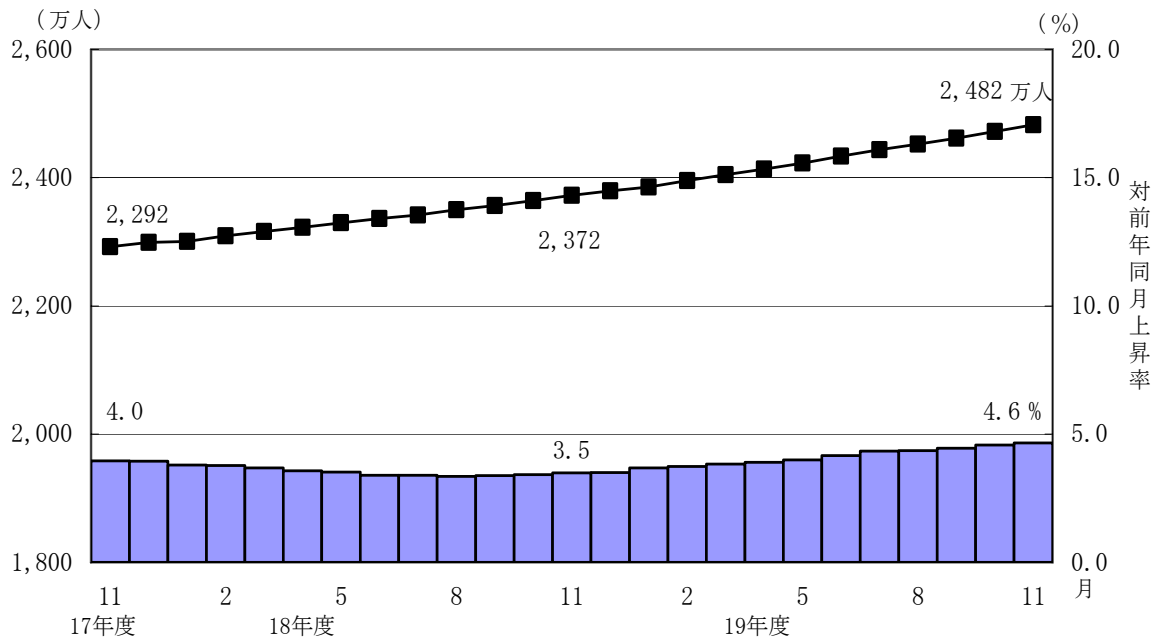
このうち、老齢給付の受給者数は2,010万人（旧法厚年分261万人、新法厚年分1,688万人、旧法船保分4万人、旧共済分56万人）で、うち退職者は1,846万人、在職者は164万人である。また、新法厚年分のうち、特別支給の老齢厚生年金の定額部分（以下「定額部分」という。）も老齢基礎年金も受給していないいわゆる「基礎及び定額なし」は138万人で、定額部分または老齢基礎年金を受給しているいわゆる「基礎または定額あり」は1,551万人である。「基礎または定額あり」のうち、定額部分を支給停止とし（昭和16年4月1日以前生まれのものは「報酬比例部分」も支給停止。）老齢基礎年金を繰り上げるいわゆる「基礎全部繰上げ」は68万人で、定額部分と老齢基礎年金を一体的に繰り上げるいわゆる「基礎一部繰上げ」は19万人となっている。

また、障害給付は36万人（旧法厚年分7万人、新法厚年分28万人、旧法船保分2千人、旧共済分6千人）、遺族給付は437万人（旧法厚年分70万人、新法厚年分348万人、旧法船保分2万3千人、旧共済分17万人）である。なお、平成19年11月の老齢年金（老齢相当をいう。以下同じ。）の新規裁定者数は5万人（旧法厚年分11人、新法厚年分5万2千人、旧法船保分1人、旧共済分が50人）である。

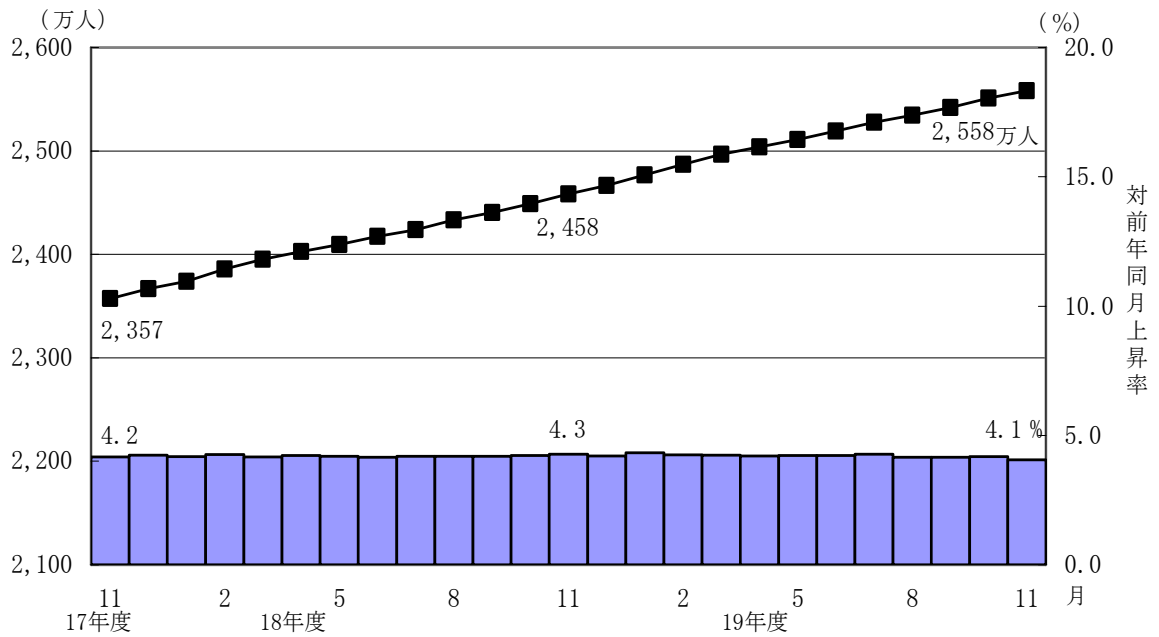
船員保険（新法職務上）受給者数は2,192人である。

国民年金（旧法拠出制年金と基礎年金の計）の受給者数は2,558万人（旧法拠出制405万人、基礎年金2,153万人）で前年同月に比べて100万人（4.1%）増加している。これらのうち老齢給付の受給者（旧法の老齢年金・通算老齢年金及び老齢基礎年金の合計）は2,385万人で、前年同月に比べて97万人（4.2%）増加している。なお、旧法老齢年金受給権者及び厚生年金の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者について繰上げ受給の状況をみると、11月は新規裁定者2万2千人のうち繰上受給権者が5千人となっており、繰上げ受率は23.3%である。なお、平成18年度新規裁定者の繰上げ受給率は19.7%となっている。

図Ⅱ－5 厚生年金保険受給者数の推移



図Ⅱ－6 国民年金受給者数の推移



### (3) 年金額

平成19年11月末現在における厚生年金保険、船員保険及び国民年金（老齢福祉年金を除く。）の受給者の年金総額の合計は40兆7千億円（基金代行支給分を除くと39兆5千億円）で、前年同月と比べて9千億円（2.4%）増加している。年金総額の内訳は、厚生年金保険が24兆4千億円（旧法厚年分4兆円、新法厚年分19兆2千億円、旧法船保分1千4百億円、旧共済分1兆1千億円）で、国民年金（旧法拠出制年金と基礎年金の計）が16兆3千億円（旧法拠出制年金が1兆6千億円、基礎年金が14兆7千億円）である。

老齢福祉年金は1百億円である。このほか共済組合の受給権者の年金総額は平成19年3月末現在で6兆6千億円である。

船員保険（新法職務上）の受給者の年金総額は46億円である。

平成19年11月の老齢年金新規裁定者（受給者）の平均年金月額（基金代行分及び併給する基礎年金分を含む。以下同じ。）は、厚生年金保険では7万9,425円（基金代行分を除くと7万0,778円）である。また、国民年金では4万8,374円である。

平成19年11月末現在の老齢年金受給者の平均年金月額は、厚生年金保険では16万2,468円（基金代行分を除くと15万4,309円）であり、この内訳は、旧法厚年分が15万5,069円、新法厚年分が16万2,765円、旧法船保分が23万7,577円、旧共済分が17万4,575円である。また、国民年金では5万3,471円であり、この内訳は、旧法老齢年金が3万9,570円、老齢基礎年金が5万5,273円である。

また、平成10年4月より60歳台前半の老齢厚生年金について雇用保険の給付との調整が行われており、平成10年4月以降に老齢厚生年金の新規裁定が行われた者のうち、退職して失業給付を受けている者は老齢厚生年金が全額支給停止となり、在職して高年齢雇用継続給付を受けている者はその間、賃金との調整による老齢厚生年金の支給停止に加えて、高年齢雇用継続給付との調整により老齢厚生年金が支給停止となる。

平成19年11月末現在における失業給付との調整に該当する受給権者数は5万3千人、支給停止年金総額は479億円であり、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は20万6千人、支給停止年金総額は279億円となっている。

第Ⅱ－１表 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整

		失業給付								
		件数（件）			支給停止年金総額（千円）			平均停止月額（円）		
		計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成 19年	6月	55,482	47,421	8,061	51,336,454	49,085,093	2,251,361	77,107	86,258	23,274
	7月	58,223	49,716	8,507	53,430,064	51,070,528	2,359,536	76,473	85,604	23,114
	8月	62,742	53,439	9,303	57,601,787	55,007,269	2,594,518	76,506	85,779	23,241
	9月	58,914	50,503	8,411	54,991,816	52,636,678	2,355,138	77,785	86,854	23,334
	10月	54,558	46,064	8,494	49,181,665	46,808,636	2,373,029	75,121	84,680	23,281
	11月	53,116	45,171	7,945	47,857,768	45,633,173	2,224,594	75,084	84,186	23,333

		高年齢雇用継続給付								
		件数（件）			支給停止年金総額（千円）			平均停止月額（円）		
		計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成 19年	6月	182,662	176,054	6,608	25,728,243	24,975,755	752,488	11,738	11,822	9,490
	7月	186,818	180,320	6,498	26,082,897	25,350,435	732,462	11,635	11,715	9,393
	8月	194,922	188,448	6,474	26,938,578	26,220,790	717,788	11,517	11,595	9,239
	9月	196,268	189,977	6,291	27,127,659	26,424,919	702,740	11,518	11,591	9,309
	10月	202,620	196,299	6,321	27,635,788	26,948,844	686,945	11,366	11,440	9,056
	11月	205,985	199,681	6,304	27,945,185	27,276,479	668,705	11,306	11,383	8,840